

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し

〔改正の内容〕

(1) 人材確保等促進税制の賃上げ促進税制への改組

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（注1）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすとき（注2）は、控除対象雇用者給与等支給増加額（注3）の15%（次の《上乘せ要件》①・②を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法42の12の5①）。

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

《上乘せ要件》

①（要件を満たす場合には、10%を加算）

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$

②（要件を満たす場合には、5%を加算）

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

○（上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、15%を加算）

- （注1） 設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。
（注2） その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、下記③の要件を満たす必要があります。
（注3） その事業年度において措法第42条の12（（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています（措法42の12の5①、措令27の12の5③）。

(2) 中小企業者等（注）における賃上げ促進税制の見直し

税額控除割合の《上乘せ要件》について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました（措法42の12の5②）。

《上乘せ要件》

①（要件を満たす場合には、15%を加算）

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

②（要件を満たす場合には、10%を加算）

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

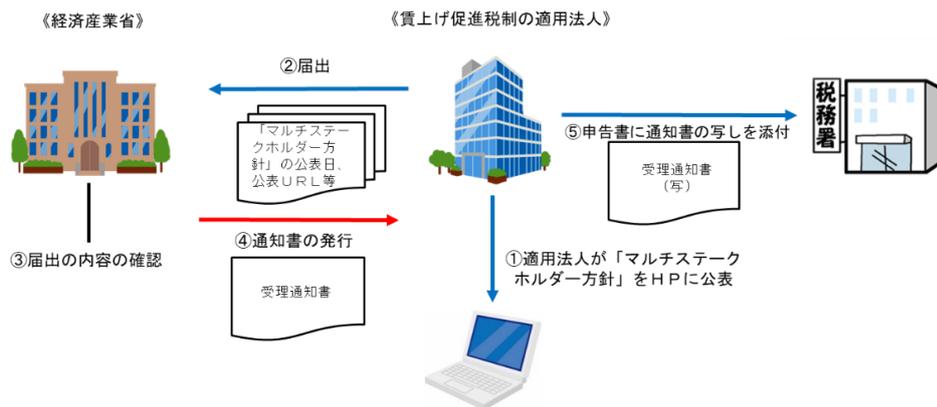
○（上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、25%を加算）

- （注） 中小企業者等とは、措法第42条の4第19項第7号（（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）又は同項第9号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます（措法42の12の5②）。

(3) 適用要件の見直し

上記(1)の適用に当たって、その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、その法人は給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項（以下「マルチステークホルダー方針」といいます。）をインターネットを利用する方法により公表し、確定申告書等に、経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付した場合に限りその適用を受けることができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ①、措令 27 の 12 の 5 ①②）。

《イメージ図》



(4) その他

教育訓練費の額に係る上乗せ要件を満たすものとして本制度の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされました（措令 27 の 12 の 5 ⑩、旧措令 27 の 12 の 5 ⑬）。

《用語の意義》

上記(1)から(4)までにおける用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。）のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③二、措令 27 の 12 の 5 ⑤⑥）。
継続雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者（本制度の適用を受けようとする法人の各事業年度（以下「適用年度」といいます。）及び適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「前事業年度」といいます。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者（※1）のうち一定の者をいいます。以下同じです。）に対するその適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額（※2）を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③四、措令 27 の 12 の 5 ⑧）。 （※1） この国内雇用者は、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②貸金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている旨の記載がある場合のその者を除くこととされています（措法 42 の 12 の 5 ③四、措令 27 の 12 の 5 ⑦、措規 20 の 10①）。 （※2） 雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③四、六イ）。以下同じです。
継続雇用者比較給与等支給額	継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③五、措令 27 の 12 の 5 ⑨）。
控除対象雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（以下「調整雇用者給与等支給増加額」といいます。）を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③六）。 イ 雇用者給与等支給額（その雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額） ロ 比較雇用者給与等支給額（その比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額）

教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③七、措令 27 の 12 の 5 ⑩）。
比較教育訓練費の額	法人の適用年度開始の前年 1 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③八）。
雇用者給与等支給額	法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③九）。
比較雇用者給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十、措令 27 の 12 の 5 ⑪）。

＜イメージ図＞

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

賃上げ促進税制	適用要件	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ <p>（資本金の額又は出資金の額が 1 0 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数 が 1, 0 0 0 人以上である場合には、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要）</p> <p>《上乗せ要件》</p> <p>① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$</p> <p>② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$</p>
	税額控除限度額	<p>税額控除限度額（調整前法人税額の 2 0 % を上限）</p> <p>= 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 1 5 % ※</p> <p>※ 《上乗せ要件》①のみを満たす場合は 2 5 %、②のみを満たす場合は 2 0 %、①及び②のいずれも満たす場合には 3 0 %</p>
中小企業者等における賃上げ促進税制	適用要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1. 5\%$ <p>《上乗せ要件》</p> <p>① $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2. 5\%$</p> <p>② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$</p>
	税額控除限度額	<p>税額控除限度額（調整前法人税額の 2 0 % を上限）</p> <p>= 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 1 5 % ※</p> <p>※ 《上乗せ要件》①のみを満たす場合は 3 0 %、②のみを満たす場合は 2 5 %、①及び②のいずれも満たす場合には 4 0 %</p>

❖ 上記(3)のマルチステークホルダー方針の公表及び届出に係る手続に関する内容については、経済産業省ホームページの次の URL（令和 4 年 5 月 9 日現在）もご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

〔適用時期〕

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 39）。

2 租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置の見直し

〔改正の内容〕

法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定(注1)を不適用とする措置の「継続雇用者給与等支給額に係る要件」について、下記の①及び②のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%）以上であること（改正前：継続雇用者に対する給与等の支給額が継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額を超えること）とされました（措法42の13⑤、措令27の13③⑥）。

- ① 事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合
- ② (a)その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合(注2)又は(b)その事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度である場合

上記の見直し後の「継続雇用者給与等支給額に係る要件」は次のとおりとなります。

《継続雇用者給与等支給額に係る要件》

- (1) 上記①及び②のいずれにも該当する法人

A：継続雇用者給与等支給額

B：継続雇用者比較給与等支給額

$$\frac{\mathbf{A} - \mathbf{B}}{\mathbf{B}} \geq 1\% (0.5\% (\text{※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度}))$$

- (2) (1)以外の法人

$$\mathbf{A} > \mathbf{B}$$

(※) 上記の「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」の各用語の意義は、2ページ I 1〔改正の内容〕の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

(注1) 特定税額控除規定とは、次に掲げる規定をいいます。

イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4①⑦）

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{ワタ}を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11の2②）

ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の6②）

ニ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の7④～⑥）

(注2) 前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合とは、前事業年度（平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度で不適用措置の対象となる法人が特定税額控除規定の適用を受けようとする事業年度（以下「対象年度」といいます。）開始の前1年以内に終了した各事業年度をいいます。）の基準所得等金額（各事業年度の所得の金額を欠損金額の繰越控除（法57、法59）前の金額とする等の調整後の金額をいいます。）の合計額が零を超える場合をいいます（措令27の13③⑥二、⑬一）。

(注3) 通算法人が（注1）イの規定の適用を受けようとする場合の不適用措置（継続雇用者給与等支給額に係る要件）の適用可否の判定について、次のとおり見直しが行われました（措法42の13⑦三～五）。

イ 上記①の判定は、その通算法人又は他の通算法人のいずれかが、その事業年度終了の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上に該当するかどうかにより判定することとされました。

ロ 上記②の判定は、その通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当しない場合であってその対象年度の前事業年度及びその対象年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の前事業年度の所得の金額の合計額が零を超える場合又はその通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合かどうかにより判定することとされました。

ハ 上記(1)及び(2)の継続雇用者給与等支給額の増加割合の計算における継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額は、その通算法人及び他の通算法人のその合計額によることとされました。

≪イメージ図①≫

租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置について、改正前及び「継続雇用者給与等支給額に係る要件」に係る上記の見直し後の要件は次のとおりとなります。

要件(改正前)

(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等) ※ 当期所得金額≦前期所得金額の場合等を除く。

- ① 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額
- ② 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

要件(改正後)

- (1) 資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上及び
- (2) 設立・合併等事業年度以外の事業年度で前期黒字又は設立・合併等事業年度

左記以外

- ※ 当期所得金額≦前期所得金額の場合等を除く。 R4.4.1~R5.3.31開始事業年度は0.5%
- ① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1\%$
 - ② 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

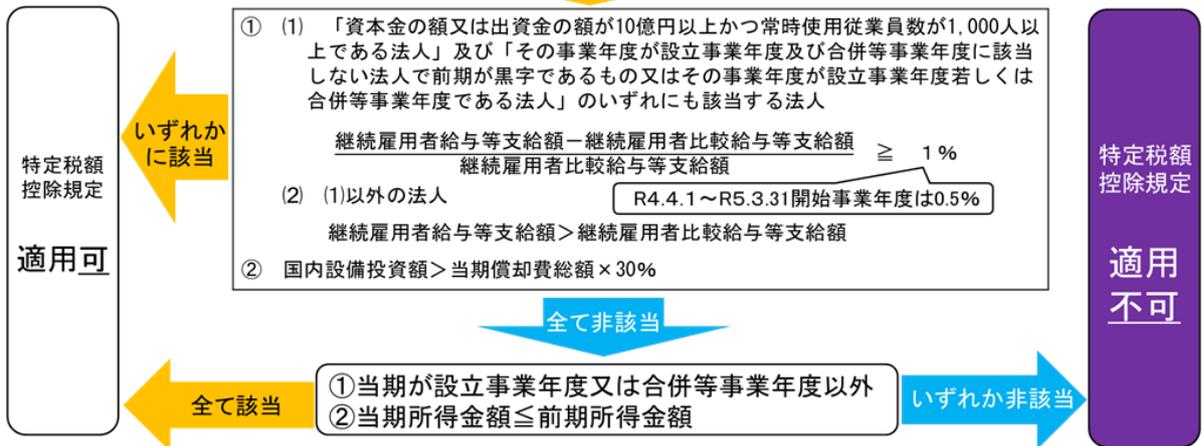
「左記以外」の要件は【改正前に同じ】

≪イメージ図②≫

上記の見直し後の特定税額控除規定の不適用措置の判定フローは次のとおりとなります。

- ✓ 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者を除きます。）又は農業協同組合等以外の法人であること。
- ✓ 平30.4.1~令6.3.31の間に開始する各事業年度で不適用措置の対象となる法人が特定税額控除規定の適用を受けようとする事業年度であること。
- ✓ 次の税額控除の規定の適用を受けようとすること。
 - ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4①⑦）
 - ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11の2②）
 - ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の6②）
 - ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の7④~⑥）

該当



〔適用時期〕

令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則39）。

3 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

今般、みどりの食料システム法が制定され、その目的は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することとされています。

措法では、みどりの食料システム法の制定に関し、以下の措置が講じられています。

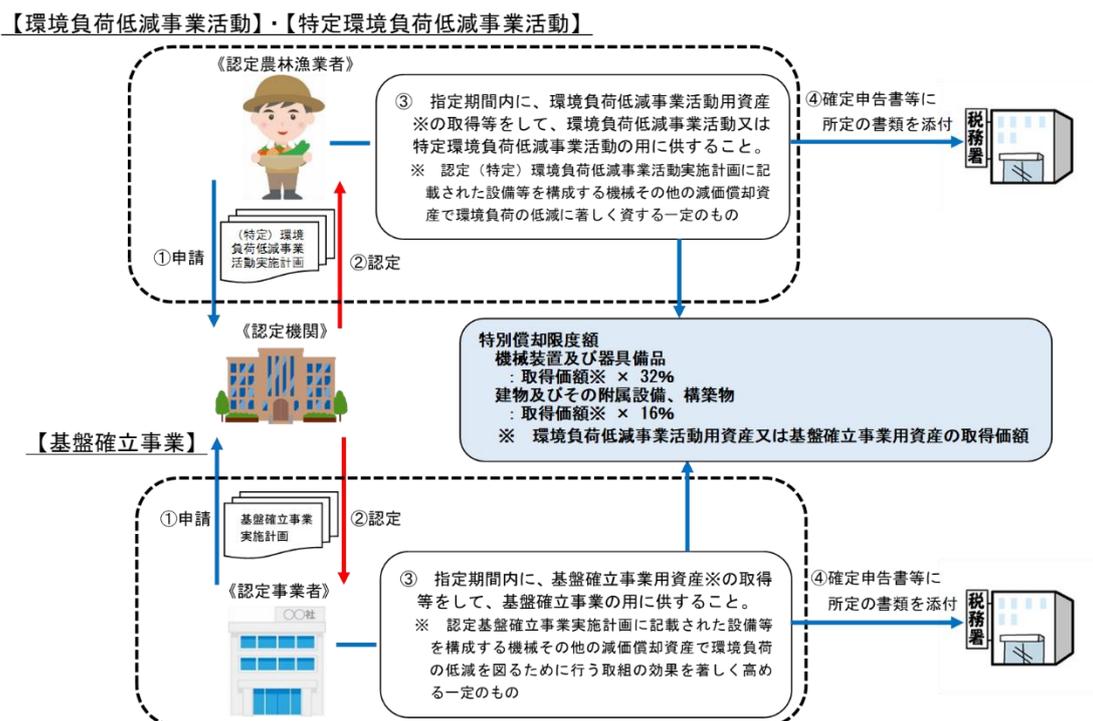
① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合の特別償却

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者であるものが、みどりの食料システム法の施行の日から令和6年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、環境負荷低減事業活動用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その供用年度において環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却の適用ができる制度が創設されました（措法44の4①）。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合の特別償却

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが、指定期間内に、基盤確立事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを基盤確立事業の用に供した場合には、その供用年度において基盤確立事業用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却の適用ができる制度が創設されました（措法44の4②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（その農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含みます。）である法人です（措法 44 の 4 ①）。

（注） 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画をいいます。以下同じです。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けた法人です（措法 44 の 4 ②）。

（注） 基盤確立事業実施計画とは、みどりの食料システム法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画をいいます。以下同じです。

(2) 適用対象資産

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象資産である環境負荷低減事業活動用資産とは、認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち、環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するもので、一の設備等を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円以上のものをいいます（措法 44 の 4 ①、措令 28 の 7 ①②）。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象資産である基盤確立事業用資産とは、認定を受けた基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち、環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものをいいます（措法 44 の 4 ②、措令 28 の 7 ③）。

(3) 供用年度

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用がある供用年度とは、環境負荷低減事業活動用資産を環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した日を含む事業年度をいいます（措法 44 の 4 ①）。

（注） 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動とは、みどりの食料システム法第 2 条第 4 項又は第 15 条第 2 項第 3 号に規定する環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動をいいます。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用がある供用年度とは、基盤確立事業用資産を基盤確立事業の用に供した日を含む事業年度をいいます（措法 44 の 4 ②）。

（注） 基盤確立事業とは、みどりの食料システム法第 2 条第 5 項に規定する基盤確立事業（同項第 3 号に掲げるものに限ります。）をいいます。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 4 ①②）。

(算式)

- ① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合
 - イ 機械装置及び器具備品
特別償却限度額 = 環境負荷低減事業活動用資産の取得価額 × 32%
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 環境負荷低減事業活動用資産の取得価額 × 16%
- ② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合
 - イ 機械装置及び器具備品
特別償却限度額 = 基盤確立事業用資産の取得価額 × 32%
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 基盤確立事業用資産の取得価額 × 16%

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に、環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）又は別表十六（二）及び特別償却の付表）の添付がある場合に限り適用されます（措法44の4③）。

〔適用時期〕

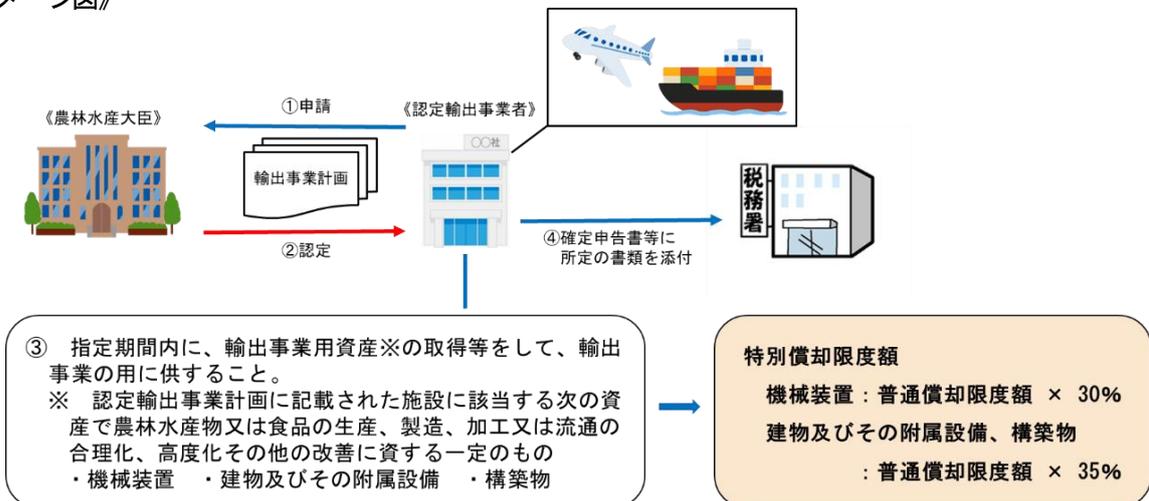
みどりの食料システム法の施行の日から施行されます（改正法附則1九イ、改正措令附則1四イ）。なお、みどりの食料システム法は公布の日（令和4年5月2日）以後6月以内の政令で定める日から施行されます（みどりの食料システム法附則1）。また、施行期日を定める政令は令和4年5月9日現在において公布されていません。

4 輸出事業用資産の割増償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者であるものが、農林水産物・食品輸出促進法改正法の施行の日から令和6年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、輸出事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを輸出事業の用に供した場合は、その供用期間内の日を含む各事業年度（輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限ります。）において、その輸出事業用資産をその用に供している期間に限り、普通償却限度額の30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）相当額の割増償却ができる制度が創設されました（措法46の2①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者である法人です（措法 46 の 2 ①）。

（注） 認定輸出事業者とは、農林水産物・食品輸出促進法第 37 条第 1 項に規定する輸出事業計画の認定を受けた者をいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である輸出事業用資産とは、認定輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法第 38 条第 2 項に規定する認定輸出事業計画をいいます。以下同じです。）に記載された施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものをいいます（措法 46 の 2 ①、措令 29 の 4 ①）。

(3) 供用期間

本制度における供用期間とは、輸出事業用資産を農林水産物・食品輸出促進法第 37 条第 1 項に規定する輸出事業の用に供した日（以下「供用日」といいます。）以後 5 年以内（その認定輸出事業計画について農林水産物・食品輸出促進法第 38 条第 2 項の規定による認定の取消しがあった場合には、供用日からその認定の取消しがあった日までの期間となります。）をいいます（措法 46 の 2 ①）。

なお、本制度は、供用期間でその輸出事業用資産をその用に供している期間に限り、適用されます（措法 46 の 2 ①）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 46 の 2 ①）。

（算 式）

① 機械装置

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 30\%$$

② 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 35\%$$

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に、輸出事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）又は別表十六（二）及び特別償却の付表）の添付がある場合に限り適用されます（措法 46 の 2 ③）。

❖ 本制度における農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定手続などに関する内容については、農林水産省ホームページの次の URL（令和 4 年 5 月以降掲載予定）もご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

〔適用時期〕

農林水産物・食品輸出促進法改正法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十イ、改正措令附則 1 五イ）。

なお、農林水産物・食品輸出促進法改正法は令和 4 年 5 月 9 日現在において公布されていません。

5 その他の改正

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除(措法42の9 ①、措令27の9③、改正 法附則40①～③、改正措 令附則13①②)	○ 次表の各措置について、対象法人が沖縄振興法の規定により 沖縄県知事の認定を受けた法人で、主務大臣の確認を受けたもの(経済金融活性化特別地区に係る措置については、沖縄県知 事の認定を受けた法人)に該当する法人とされるとともに、対 象資産が各区域の振興に資する次のものとされました。 <table border="1" data-bbox="491 450 1166 1032"> <thead> <tr> <th>措 置</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光地形成促進地域に係 る措置</td> <td>認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産</td> </tr> <tr> <td>情報通信産業振興地域に 係る措置</td> <td>認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産</td> </tr> <tr> <td>産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)</td> <td>認定産業高度化・事業革新措置 実施計画に記載された減価償 却資産</td> </tr> <tr> <td>国際物流拠点産業集積地 域に係る措置</td> <td>認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価 償却資産</td> </tr> <tr> <td>経済金融活性化特別地区 に係る措置</td> <td>認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産</td> </tr> </tbody> </table>	措 置	対象資産	観光地形成促進地域に係 る措置	認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産	情報通信産業振興地域に 係る措置	認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産	産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置 実施計画に記載された減価償 却資産	国際物流拠点産業集積地 域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価 償却資産	経済金融活性化特別地区 に係る措置	認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工 業用機械等について は、従来どおり適用さ れます。 ただし、旧措法に定め られている各地域の区 域においては、令4. 4.1から令4.9.30 までの一定の期間にお いて、本制度を適用で きるよう所要の経過措 置が講じられていま す。
措 置	対象資産													
観光地形成促進地域に係 る措置	認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産													
情報通信産業振興地域に 係る措置	認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産													
産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置 実施計画に記載された減価償 却資産													
国際物流拠点産業集積地 域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価 償却資産													
経済金融活性化特別地区 に係る措置	認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産													
(措規20の4②一・三・ 四、旧措規20の4②一～ 三、改正措規附則6)	○ 観光地形成促進地域に係る措置の対象となる特定民間観光 関連施設について、次の見直しが行われました。 イ 結婚式場、テーマパーク及びスパ施設を追加する。 ロ 庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナー、 ダイビング施設、博物館、美術館及び海洋療法施設を除外す る。	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工 業用機械等について は、従来どおり適用さ れます。												
(旧措法42の9①表二、 旧措令27の9④、改正法 附則40①)	○ 情報通信産業振興地域に係る措置について、対象事業から情 報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業及び情報通信技 術利用事業が除外されました。	同上												
(措法42の9①表三、旧 措令27の9⑥、改正法附 則40①)	○ 産業イノベーション促進地域に係る措置について、次のと おり改正が行われました。 イ 対象事業から計量証明業が除外されました。	同上												
(措法42の9①表三、措 令27の9⑦⑧、措規20の 4⑤⑥、改正法附則40 ①)	ロ 対象事業にガス供給業が追加され、その対象資産の範囲 が、機械装置(ガス供給業の用に供される液化ガス貯蔵設備 に限ります。)及び構築物(液化したガスを貯蔵し、又は利 用するための一定のものでガス供給業の用に供されるもの に限ります。)とされました。	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用されま す。												
(措法42の9①表三、措 令27の9⑧、措規20の4 ⑥、改正法附則40①)	ハ 製造業の対象資産に構築物(液化したガスを貯蔵し、又は 利用するための一定のもので製造業の用に供されるものに 限ります。)が追加されました。	同上												
(措令27の9②三、改正 措令附則13③)	○ 経済金融活性化特別地区に係る措置の対象設備の規模要件 について、一の生産等設備を構成する減価償却資産は、その取 得価額の合計額が500万円超(改正前:1,000万円超)に、機械 装置及び器具備品で、一の生産等設備を構成するものは、その	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工												

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法42の9②、改正法附則40④)</p> <p>(措法42の9①、措令27の9①)</p>	<p>取得価額の合計額が50万円超（改正前：100万円超）に、それぞれ引き下げられました。</p> <p>○ 税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置の適用要件に、各事業年度終了の日において、各措置の適用対象となる法人（認定事業者）であることが加えられました。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に終了する事業年度（措法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる事業者該当することとなった日以後に終了する事業年度（以下「適用年度」といいます。）に限ります。）分の法人税について適用され、令4.4.1前に終了した事業年度（同日以後に終了する事業年度（適用年度を除きます。）を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10①）</p>	<p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11①）</p>	<p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(4) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①②、改正法附則41）</p> <p>(措令27の11の3、改正措令附則14)</p>	<p>○ 特定建物等の取得等をして事業の用に供するまでの期間について、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（改正前：2年）を経過する日までの間とされました。</p> <p>○ 中小企業者（措法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました。</p>	<p>令2.3.31以後に認定を受けた法人が令4.4.1以後に取得等をする特定建物等について適用され、令2.3.31以後に旧措法に規定する認定を受けた法人が令4.4.1前に取得等をした特定建物等及び令2.3.31前に認定を受けた法人が取得等をした特定建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする特定建物等について適用され、同日前に取得等をした特定建物等については、従</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等																		
(措法42の11の3①)	○ 認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	来どおり適用されます。 —																		
<p>(5) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の12①一イ、旧措令27の12①、旧措規20の7①、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12①二ロ、⑥十一・十四、措令27の12⑦⑩、措規20の7①②、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12⑥八・九、措令27の12④⑤、措規20の7①②、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12⑤二、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12①)</p>	<p>○ 特定新規雇用者等数(地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数)が2人以上であることとの要件が廃止されました。</p> <p>○ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額の計算上20万円(移転型事業にあつては、40万円)に乗ずる数が、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数が上限とされます。)から新規雇用者総数を控除した数のうち特定非新規雇用者数に達するまでの数(改正前:地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数)とされました。</p> <p>○ 対象雇用者数のうち特定新規雇用者数に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日以後に適用対象特定業務施設以外の事業所において新たに雇用された特定雇用者でその雇用された事業年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務する者の数が追加されました。</p> <p>○ 通算法人の特定非新規雇用者に係る税額控除額の計算について、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p>																		
<p>(6) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措規20の10の2、改正措規附則7)</p> <p>(措法42の12の6②、改正法附則42、離島振興法2①、奄美群島振興法1、豪雪地帯対策特別措置法2①、辺地特別措置法2①、山村振興法7①、小笠原諸島振興法4①、半島振興法2①、特定農山村法2①、沖縄振興法3一、過疎地域支援法2①)</p>	<p>○ 対象となる無線設備の要件について所要の見直しが行われました。</p> <p>○ 税額控除割合について、次のとおり改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="464 1630 1166 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用</th> <th>令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用</th> <th>令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定基地局用認定設備</td> <td>15%</td> <td>15% (条件不利地域以外供用9%)</td> <td>9% (条件不利地域以外供用5%)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>特定基地局用認定設備以外</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>9%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 条件不利地域とは、離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島、豪雪地帯として指定された地</p>	区分	改正前	改正後			令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用	令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用	令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用	特定基地局用認定設備	15%	15% (条件不利地域以外供用9%)	9% (条件不利地域以外供用5%)	3%	特定基地局用認定設備以外	15%	15%	9%	3%	<p>令4.4.1以後に事業の用に供する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用され、同日前に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
区分	改正前			改正後																
		令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用	令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用	令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用																
特定基地局用認定設備	15%	15% (条件不利地域以外供用9%)	9% (条件不利地域以外供用5%)	3%																
特定基地局用認定設備以外	15%	15%	9%	3%																

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(措法42の12の6①)	<p>域、辺地、振興山村として指定された地域、小笠原諸島、半島振興対策実施地域として指定された地域、特定農山村地域、沖縄及び過疎地域をいいます。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	—								
<p>(7) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45①、措令28の9③、改正法附則43①～③、改正措令附則15①②)</p> <p>(措法45①表一、旧措令28の9③、改正法附則43①)</p> <p>(措法45①表一、措令28の9④⑤、措規20の16②、改正法附則43①)</p> <p>(措法45①表一、措令28の9⑤、措規20の16②、改正法附則43①)</p> <p>(措令28の9②二、改正措令附則15③)</p> <p>(措法45②、措令28の9⑩⑫⑭、措規20の16、改正法附則43①)</p>	<p>○ 次表の各措置について、対象法人が沖縄振興法の規定により沖縄県知事の認定を受けた法人で、主務大臣の確認を受けたもの（経済金融活性化特別地区に係る措置については、沖縄県知事の認定を受けた法人）に該当する法人とされるとともに、対象資産が各区域の振興に資する次のものとされました。</p> <table border="1" data-bbox="491 593 1165 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 593 794 654">措置</th> <th data-bbox="794 593 1165 654">対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 654 794 786">産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)</td> <td data-bbox="794 654 1165 786">認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 786 794 882">国際物流拠点産業集積地域に係る措置</td> <td data-bbox="794 786 1165 882">認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 882 794 981">経済金融活性化特別地区に係る措置</td> <td data-bbox="794 882 1165 981">認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 産業イノベーション促進地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象事業から計量証明業が除外されました。</p> <p>ロ 対象事業にガス供給業が追加され、その対象資産の範囲が、機械装置（ガス供給業の用に供される液化ガス貯蔵設備に限ります。）及び構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するための一定のものでガス供給業の用に供されるものに限ります。）とされました。</p> <p>ハ 製造業の対象資産に構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するための一定のもので製造業の用に供されるものに限ります。）が追加されました。</p> <p>○ 経済金融活性化特別地区に係る措置の対象設備の規模要件について、一の生産等設備を構成する減価償却資産は、その取得価額の合計額が500万円超（改正前：1,000万円超）に、機械装置及び器具備品で、一の生産等設備を構成するものは、その取得価額の合計額が50万円超（改正前：100万円超）に、それぞれ引き下げられました。</p> <p>○ 沖縄の離島の地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象設備の投資規模要件について、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額以上（改正前：1,000万</p>	措置	対象資産	産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産	国際物流拠点産業集積地域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産	経済金融活性化特別地区に係る措置	認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産	<p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>ただし、旧措法に定められている各地域の区域においては、令4.4.1から令4.9.30までの一定の期間において、本制度を適用できるよう所要の経過措置が講じられています。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用されます。</p> <p>同上</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p>
措置	対象資産									
産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産									
国際物流拠点産業集積地域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産									
経済金融活性化特別地区に係る措置	認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産									

改正事項	改正の内容	適用時期等				
<p>(措法45①②、措令28の9①⑧)</p>	<p>円超)のものとなりました。</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以下の法人(資本又は出資を有しない法人を含み、適用除外事業者及び通算適用除外事業者に該当するものを除きます。また、その法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が1,000万円超の法人に該当するものを除きます。) 500万円</p> <p>(ロ) (イ)又は(ハ)に掲げる法人以外の法人 500万円(新設又は増設による取得等に係るものについては1,000万円)</p> <p>(ハ) 資本金の額又は出資金の額が5,000万円超の法人(適用除外事業者及び通算適用除外事業者を含みます。また、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が5,000万円超の法人に該当する場合における通算法人を含みます。) 2,000万円</p> <p>ロ 中小規模法人が新設又は増設以外により設備の取得等をする場合及び改修のための工事により建物等の取得又は建設をする場合においても適用できることとされ、沖縄振興法に規定する離島の地域の振興に資する一定の場合に限り適用できることとされました。</p> <p>ハ 本措置の適用を受ける場合には、確定申告書等に所定の書類を添付しなければならないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p>				
<p>(8) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(旧措法46、旧措令29、旧措規20の18、改正法附則39)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令4.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(9) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、改正法附則43⑤)</p> <p>(措法48①)</p>	<p>○ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1272 1136 1393"> <thead> <tr> <th>令4.3.31以前の取得等</th> <th>令4.4.1以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	令4.3.31以前の取得等	令4.4.1以後の取得等	10%	8%	<p>令4.4.1以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
令4.3.31以前の取得等	令4.4.1以後の取得等					
10%	8%					
<p>(10) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例(措令30④、改正措令附則15⑤)</p>	<p>○ 特別償却対象資産について、その事業年度以前の各事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたときのその事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却不足額(その特別償却不足額の基因となる特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度がその法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合におけるその特別償却不足額に限り)又は合併等特別償却不足額の計算方法が定められました。</p>	<p>令4.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>				
<p>(11) 準備金方式による特別償却制度(措令31②③、改正措令附則15⑦)</p>	<p>○ 特別償却対象資産について、以下のものが定められました。</p> <p>イ その事業年度以前の各事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合のその事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額の計算方法</p> <p>ロ 特別償却準備金を積み立てている法人が、その特別償却対象資産についてその事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受ける場合における圧縮限度額の計算方法</p>	<p>同上</p>				